

銚田市立銚田南小学校 いじめ防止基本方針



銚田市立銚田南小学校

令和7年4月1日改定

銚田南小学校いじめ対応マニュアル

日常の観察

アンケート
相談カード

教育相談

連絡帳

カウンセリング

① 発見

② 情報収集

③ 事実確認

④ 方針決定

⑤ 対応

⑥ 解消

継続指導

⑦ 経過観察

迅速な対応

思いやりのある対応

いじめの可能性のある事案の 担任等による把握

生徒指導主事に報告

校長（副校長、教頭）に報告

いじめ問題対策協議会

・事実確認の方法と対応方針等の決定

情報収集と当該児童への事実確認

- ①被害児童への面談
- ②関係児童への面談（1人ずつ）
- ③加害児童への面談（1人ずつ）

全教職員で情報の共有

・事実の報告 ・対応方針等の共通理解

被害児童への家庭訪問

- ・把握した事実の報告
- ・対応方針等説明

関係機関との連携

- 銚田市教育委員会
0291-37-4341
- いじめ・体罰解消
サポートセンター
（鹿行教育事務所）
0291-33-6317
- 適応指導教室
「すずらんルーム」
0291-36-6171
- 銚田警察署
0291-34-0110
- 市子ども家庭課
0291-36-7117
- 銚田児童相談所
0291-33-4119

別紙2に示す「銚田南小学校重大事態対応フロー図」に従い、関係機関と連携して対応

いじめ問題対策協議会（臨時会）

- ・事実確認した内容の報告と対応方針等の決定
- ・被害児童及び加害児童への対応協議
- ・学級指導、学年・全校指導の内容協議

重大事態
として認知

被害児童への 家庭訪問

- ・経過報告
- ・加害児童への
指導内容説明
- ・児童、保護者へ
の支援

全教職員で情報の共有

・事実の報告 ・対応策等の共通理解

加害児童への家庭訪問

- ・事実確認（発見時）
- ・事実報告（事実確認後）
- ・加害児童への指導内容説明
- ・保護者への指導、助言

各学級・学年集会・全校集会等での指導

全教職員で今後のいじめ対応についての共通理解

解消・継続指導

経過観察

再発防止・未然防止の取組

被害児童への 家庭訪問

- ・経過報告
- ・指導内容説明
- ・学校での生徒の
様子説明
- ・児童、保護者へ
の支援

時系列に沿った記録の累積

- ・関係児童への面談の記録
（学級担任）
- ・協議内容、事案への対応の
記録（生徒指導主事）

1 いじめ防止基本方針策定の目的

学校が児童の健全育成を図り、いじめのない（いじめを許さない、いじめを見過ごさない）学校づくりの実現を目指すために、基本方針を策定するとともに、組織を設置して具体的な対応を推進する。

2 基本方針

(1) いじめの定義

本校では、法にのっとり、「いじめ」とは児童に対して、本校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（情報通信ネットワークを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。**いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。**

【参考】「いじめ防止対策推進法」

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利や学校生活、その他の活動を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。（人権の尊重）

したがって、いじめ防止のための3つの柱として、「**全ての児童に対して学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする（未然防止）**」、「**全ての児童がいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする（早期発見）**」と「**発見したいじめに対していじめを受けた児**

童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、児童に関係する全ての関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して適切かつ迅速に対応する」(いじめへの対処)が挙げられる。

全ての教職員は以下の「いじめに対する基本認識」のもと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に理解した上で、いじめ防止対策を行う。

(3) いじめに対する基本認識

- いじめを行ってはならない。
- いじめを認識しながら放置してはならない。
- いじめは、絶対に許されない。
- いじめは、卑怯な行為である。
- いじめは、どの学校、どのクラスにも、どの子にも起こりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、一部の特別な児童生徒だけではなく、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるものである。
- いじめは、大人に気付かないように行われることが多い。
- いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている問題である。
- いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

① 教師の責務

本校職員は、基本理念にのっとり、本校在籍児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でのいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校児童がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する。

【参考】「いじめ防止対策推進法」

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

② 保護者の責務

我が子が、いじめを行ったり、いじめの黙認やいじめへの加担をしたりすることがないように親子で話し合う。また、いじめを発見したら、その場で指導するとともに、速やかに学校或いは教育委員会等の関係機関に相談・通報する。

【参考】「いじめ防止対策推進法」

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(4) 5つの取組

本校では、次の5つの取組の徹底を図る。

- ① 未然防止への取組
- ② 早期発見への取組
- ③ いじめへの対処
- ④ 関係職員との連携
- ⑤ 教職員研修の充実

3 いじめ防止等に取り組むための組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策協議会」を設置する。

※ 別紙1『鉾田南小学校「いじめ問題対策協議会」組織図』参照

(1) 委員会は次の者で構成する。

校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ解消支援教諭、学年主任、養護教諭、（※ その他、スクールカウンセラー、適応指導教室相談員等、実態に応じて校長が必要と認める者）

(2) 校長は委員会を総括し、委員会を代表する。

(3) 委員会は次に上げる事務を遂行する。

- ① 「鉾田南小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ② いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- ③ いじめ問題の確認といじめの認知に関すること。
- ④ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
- ⑤ いじめの相談窓口として相談を受けること。
- ⑥ 教職員研修の企画、立案に関すること。
- ⑦ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。
- ⑧ 児童や保護者・地域への「鉾田南小学校いじめ防止基本方針」の主旨等についての周知・理解活動に関すること。

- (4) 委員会は校長が招集する。
- (5) 委員会は月 1 回定例会を招集し、いじめ事案を想定できる場合は、その都度臨時会として招集する。
- (6) 重大事態の発生時は市教育委員会が調査の主体を判断し、その結果に基づいて学校は対処する。（詳細は 9）

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 居場所づくり・絆づくりと自己有用感の獲得及び人権教育の推進
 - ① いじめを許さない、見過ごさない環境と人間関係づくりを推進する。
 - ・教職員の情報交換による多面的児童理解と協力協働指導体制の構築
 - ・互いに認め合える態度や他者とのコミュニケーションを図る能力の育成
 - ・ソーシャルスキル学習や構成的グループエンカウンターを取り入れた特別活動の実施
 - ・児童主体の活動の設定
 - ・「いじめ防止標語」の作成と振り返りの実施
 - ② 児童の内面理解に努める。
 - ・学校生活アンケート（月 1 回）
 - ・タブレットを活用した相談カード
 - ・教育相談（教育相談月間：6 月・11 月・2 月）
 - ・月の生活目標達成状況の確認（月末）
 - ・学級集団アセスメント調査（Q-U テスト）の実施と活用（年 2 回：6 月・11 月）
 - ③ 児童の社会性の育成に努める。
 - ・キャリア教育の推進（キャリアノート）
 - ・異年齢交流活動の実施
 - ・地域行事ボランティアへの参加の推進
- (2) 楽しく分かる授業・目標を明確にした授業づくり
 - ① 学習指導の充実に努める。
 - ・時間前着席から始まる授業時の習慣、発表の仕方や聞き方等の指導と約束の徹底
 - ・自尊感情の向上を図り、生徒指導の機能を生かした留意事項の徹底と授業改善
 - ・特別支援教育の観点を踏まえた一人一人が活躍できる授業の工夫
 - ・言語活動の充実と児童が学び合う授業の工夫
- (3) 規律正しい学校生活（「鉾田南小の一日」・「鉾田南小学校スタンダード」の活用）
 - ① 鉾田南小学校のきまり・約束の徹底を図る。
 - ・あいさつ、通学の約束、授業中の姿勢、発表や聞き方の約束、その他のきまり
 - ↳ 委員会と学級、中学校、地域と連携したあいさつ運動を推進する。
 - ② 教職員の適切な認識、言動、態度等による指導の徹底を図る。
- (4) 情報モラル教育の推進
 - ① 通信機器等の使い方について、注意喚起をする。
 - ・メディア講演会の実施
 - ・家庭におけるルールづくりの推進

5 早期発見のための取組

小さな変化に気づき、情報を共有して、速やかに対応する。

- (1) 意識的に行う日常のコミュニケーションと観察
 - ① 「ふれ合い」を基盤としたコミュニケーションの活性化を図る。
 - ・授業時、休み時間、クラブや委員会時のコミュニケーション
 - ・教師間の情報伝達
 - ・保護者との連携
 - ② 一人一人に声をかけ、きめ細かな観察に努める。
 - ・いじめ早期発見のためのチェックリストの活用（出席呼名、授業時、休み時間、校内巡視等）
- (2) 定期調査の実施
 - ① 児童の実態を探り、かかわりを深めるためのアンケートを実施する。
 - ・学校生活アンケート（月1回の定期実施）→**調査報告を速やかに**
 - ・月の生活目標達成状況の確認（月末実施）
 - ・児童の携帯電話、ネット利用調査
- (3) 相談体制の整備
 - ① 一人一人の悩みや不安に応じる教育相談体制を確立する。
 - ・教育相談（年間3回の定期相談）、呼び出し相談、チャンス相談
 - ・タブレットを活用した相談カードによる相談体制
 - ② スクールカウンセラー等、専門家の積極的・効果的な活用を図る。
 - ・スクールカウンセラーによるカウンセリング
- (4) 相談窓口の周知
 - ① 印刷物の配付、ホームページ掲載等で周知する。
- (5) 情報共有の場
 - ① 児童の実態を共通理解し、明確な対応を協働で取り組むための定期会議を実施する。
 - ・職員会議、学年連絡会、生徒指導委員会（いじめ問題対策協議会・校内支援委員会）、学年会、PTAの各種会議

6 いじめへの対処

- (1) いじめの情報を得たら、できる限り早急に学校の方針を決定することを基本とする。
- (2) 情報を収集し事実関係を把握した上で、いじめの疑いのある事案をいじめ対策委員会でいじめとして対応すべき事案か否か判断する。
- (3) 十分な効果をあげることが困難な場合や犯罪行為として取り扱われるものは、学校の設置者に連絡し、警察署と相談のうえ対応を図る。
- (4) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合、直ちに警察署に通報し、援助を求める。
- (5) 被害児童や保護者への支援、加害児童やその保護者への指導助言は、組織として対応する。
 - ・一方的、一面的な解釈で対応しない
 - ・プライバシーを守る ・迅速に保護者に連絡 ・教育的配慮の下でのケアや指導
- (6) 見ていた児童にも自分の問題として捉えさせるような教育活動を実践する。
 - ・年間計画の中や、臨時の学級会や集会等で、根絶しようとする態度を行き渡らせる。

- (7) いじめの解消については、「いじめに係る行為が止んでいること。」「被害者が心身の痛を感じていないこと。」の2つの要件が満たされてるものとし、少なくとも3か月を目安とする。

※ 「解消している状態」に至った場合でも、**継続して日常的に注意深く観察**する。

- (8) ネット上のいじめを監視するネットパトロールについて検討する。

・学校の設置者と相談

〔参考〕文部科学省「学校ネットパトロールに関する取り組み事例集」

7 関係機関との連携

- (1) 保護者

学校公開日や個別面談等、学校行事の保護者が来校する機会において、「学校の基本方針」「家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、前記、いじめ防止対策推進法第九条1項 **「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」**の周知を図る。さらに、面談等で児童の家庭状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

- (2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

- (3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所等の関係機関に相談する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合、直ちに警察署に通報し、援助を求める。

- (4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、生徒が在籍する学校と連絡して対応する。

- (5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

8 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

- ・実践的研修
- ・事例研究
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応

9 重大事態発生時の対応

重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条第1項）

○ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では生命心身財産重大事態と呼ぶ）

→児童が生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

例) 自殺を企図した場合

身体に重大な傷害を負った場合（暴行で骨折・歯を折る等）

金品等に重大な被害を被った場合（金銭強要・器物破損）

精神性の疾患を発症した場合

○ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ）

→年間30日を目安とする。

ただし、一定期間連続して欠席している場合は迅速に調査を行う。

※ 「児童や保護者から、児童がいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

重大事態の判断について

- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応をするのではなく、「**疑いが生じた段階で調査を開始する。**」

(1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

(2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(3) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4) 加害者対応

いじめの加害者生徒に対しては、いじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、助言する。

(5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

(6) 市長への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

(7) 解消と再発防止

いじめを受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

10 取組評価

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、(1)～(5)の5項目に関して評価基準を設定し、本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止への取組

- ア 児童の自己指導能力を高めることができた。
- イ 児童の自己有用感を高めることができた。
- ウ 児童の規範意識を高めることができた。
- エ 児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- オ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見への取組

- ア いじめの早期発見に努めることができた。
- イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ウ 複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知できた。

(3) いじめへの対処

- ア 被害者の心のケアができた。
- イ 適切にいじめの事実を確認できた。
- ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- エ 重大事態の調査をし、市教育委員会を通じて市長へ報告できた。(重大事態があった場合)
- オ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係職員との連携

- ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ウ 警察、児童相談所等の関係機関に相談できた。
- エ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

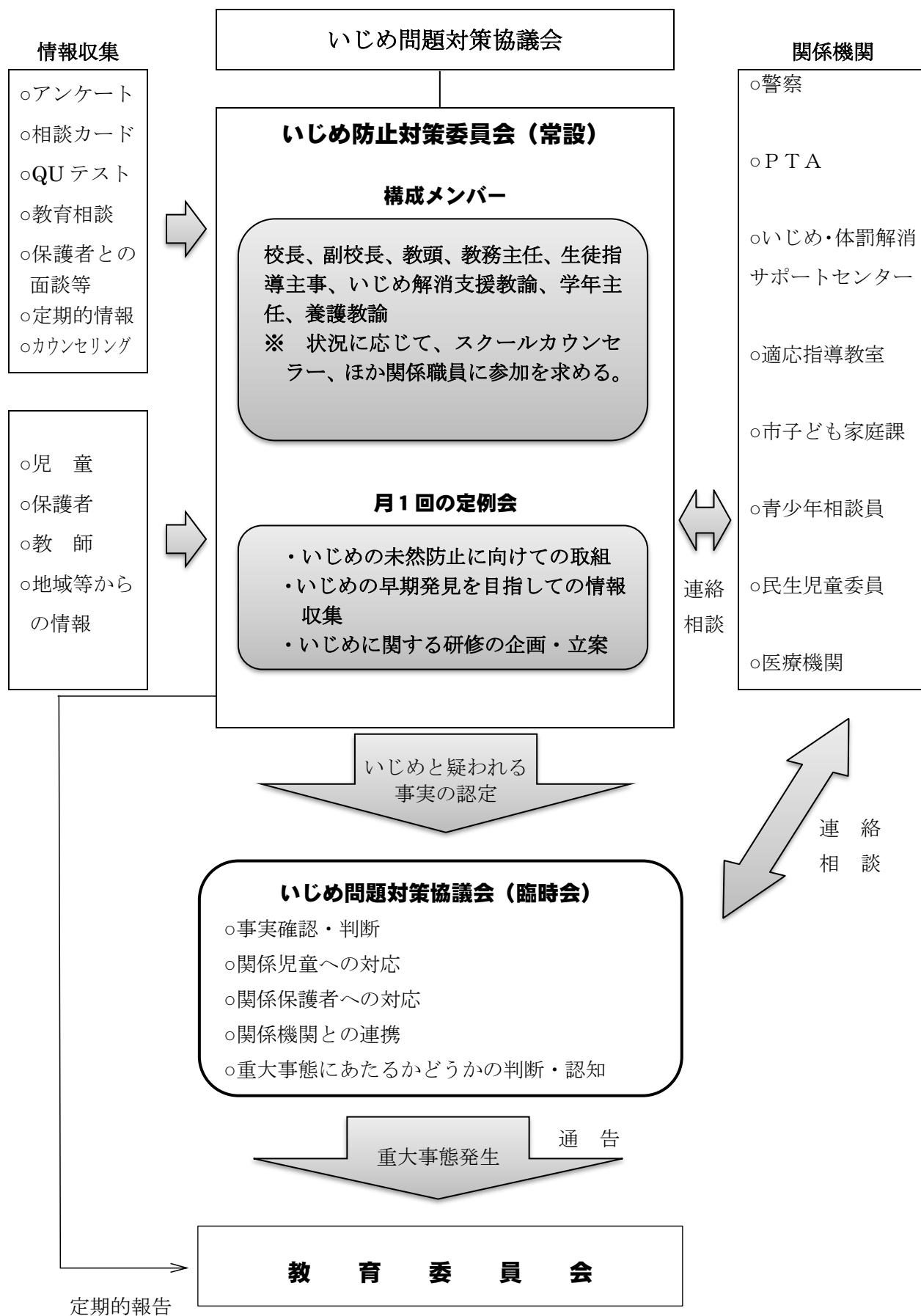
(5) 教職員研修の充実

- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価基準を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

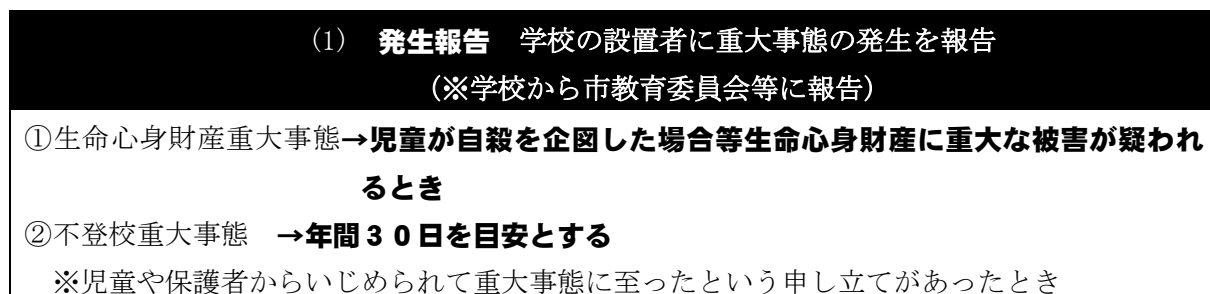
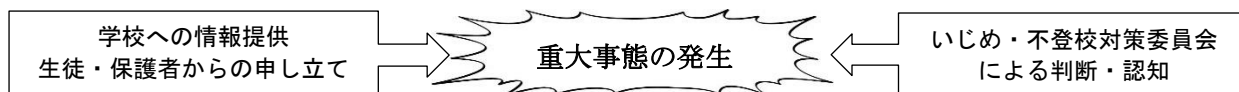
また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

【別紙 1】 銚田南小学校「いじめ問題対策協議会」組織図

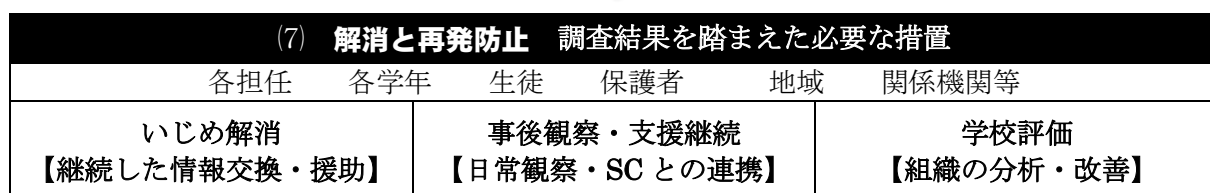
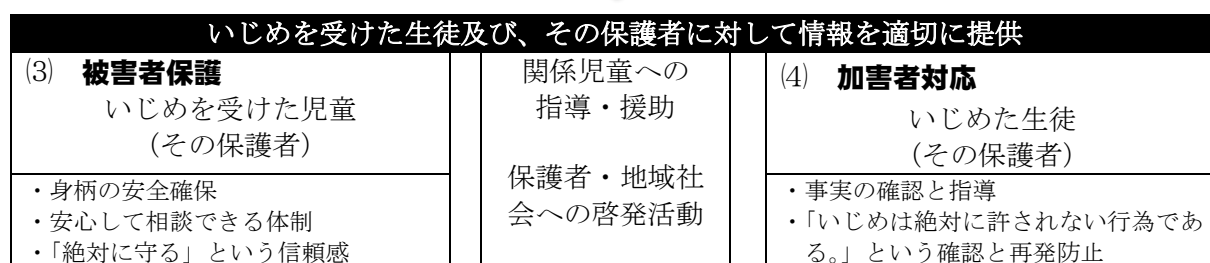
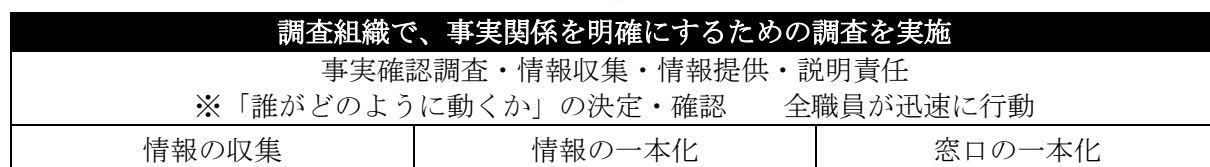
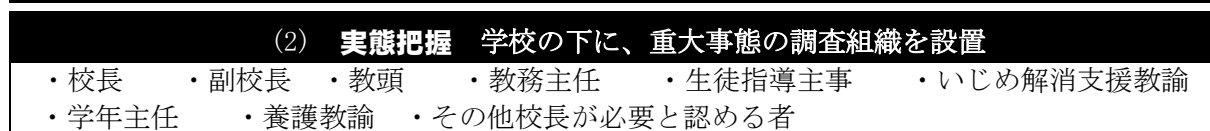


※なお、本委員会は、不登校対策委員会も兼ねる。

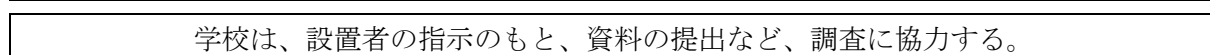
【別紙2】 銚田南小学校 重大事態 対応フロー図



いじめ問題対策協議会の実施（学校が調査主体となる場合）



学校の設置者が調査主体となる場合



【別紙 3】 いじめ防止 年間計画

月	取組	調査・アンケート
4	・職員いじめ防止研修 (共通理解・意識啓発) ・気になる児童の情報交換会 (共通理解) ・学級づくり (集団づくり・居場所づくり) ・学級懇談会 (早期発見・保護者啓発) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・構成的グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・1年生を迎える会 (社会性育成) - オリエンテーション	・いじめ早期発見チェックシート ・相談カード
5	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・構成的グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・いじめ防止の標語作成 (啓発) ・情報モラル教育 (情報モラル) 「ネットモラル7つの約束」	・学校生活アンケート ・相談カード
6	・定期教育相談 (早期発見) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・構成的グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・学校生活アンケート ・Q-U テスト (1回目) ・相談カード
7	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・構成的グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・いじめ防止標語振り返り (啓発)	・学校生活アンケート ・相談カード
9	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・構成的グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・相談カード
10	・体育発表会 (集団づくり・社会性育成) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・構成的グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・学校生活アンケート ・相談カード
11	・定期教育相談 (早期発見) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・構成的グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・人権集会 (啓発)	・学校生活アンケート ・Q-U テスト(2回目) ・相談カード
12	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・構成的グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・いじめ防止標語振り返り (啓発)	・学校生活アンケート ・相談カード
1	・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・構成的グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり)	・相談カード
2	・メディア講演会 (情報モラル) ・定期教育相談 (早期発見) ・ソーシャルスキル学習 (社会性育成) ・構成的グループエンカウンター (人間関係づくり・居場所づくり) ・中学校説明会 (中一ギャップ解消)	・学校生活アンケート ・相談カード ・いじめ防止対策取組の反省
3	・6年生を送る会 (社会性育成) ・いじめ防止標語振り返り (啓発) ・職員いじめ防止反省 (共通理解・意識啓発)	・学校生活アンケート ・相談カード